

平成 30 年度サッカーキャンプ誘致戦略推進事業（受入市町村促進事業）

委託業務応募要領

1 趣旨

沖縄県では、スポーツツーリズムの一環として、サッカーキャンプ誘致等の取り組みを沖縄県に適合したスポーツツーリズムのあり方や必要施策を定めた「スポーツツーリズム誘致戦略」に基づき展開するとともに、経済効果等の実証調査を行ってきた。

サッカーキャンプの要件として「良好な芝生環境」が求められることから、誘致におけるインフラ整備として、受入市町村の新たな創出に取り組み、キャンプ実施希望クラブの受入を行う。

また、グラウンド巡回支援を通して、県内グラウンド管理者との情報共有を図り、沖縄県全域におけるグラウンド芝生環境の向上に寄与する。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名

平成 30 年度サッカーキャンプ誘致戦略推進事業（受入市町村促進事業）

(2) 事業期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

(3) 業務の詳細内容については、企画提案仕様書を参照のこと。

3 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 芝生に関する専門的な管理能力を有すること。

(3) 過去 5 年間に、国・地方公共団体・民間の所管するグラウンド等の芝生管理並びにコンサルティング実績を有する者。

(4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、企画提案仕様書に記載の業務内容を的確に実施できる能力を有すること。

(5) 今回の委託業務を実施するため、正・副 2 人以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(6) 応募は、単独に限らず共同企業体を可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格（1）の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（2）（3）（4）（5）の要件を

満たすこと。

4 応募の方法等について

応募にあたっては、「企画提案仕様書」及び「応募申請書等様式一覧」を参照の上、提出書類を作成し、提出期限内に次により持参又は郵送により到着すること。

※「企画提案仕様書」及び「応募申請書類等様式」はスポーツ振興課ホームページよりダウンロードしてください。

(1) 提出書類

別添【様式1】～【様式7】を、下記事項を踏まえ提出すること。

ア 提出書類は【様式1～7】の順で並べ、インデックスを貼り、クリップ止めで提出すること。(ホッチキス不可、ファイル閉じ不可)

イ 本様式以外の様式での作成も可とする。その際は左上に【様式〇】と記入すること。

ウ A4版縦置きで横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き横書きも可とするが、インデックスは用紙を縦置きにした場合に用紙の右側にくること。

また、用紙を縦置きにした場合に左余白は2cm以上空けること。

エ 【様式7】の積算にあたっては、本事業を実施するにあたっての一切の費用を積算し、各積算費目の単価と内訳を記載すること。

オ 今回の企画提案については、15,185,000円以下の範囲内(消費税込み)で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なることがある。

(2) (1) の提出期限

平成30年6月22日(金)15:00必着

(3) 提出部数

8部(1部は原本、残り7部は原本のコピーを提出)

(4) 質問

質問がある場合には、【別紙1】に記入の上、平成30年6月15日(金)15:00までに、提出すること。とりまとめのうえ、スポーツ振興課ホームページに回答を掲載する。

5 選定方法

企画提案が多数の場合は、企画提案選定委員会委員長の定めるところにより、スポーツ振興課において第一次審査(書類審査)を行い、上位数者程度を選定する。その後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次審査を行い入選者を選定する。

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ決定する。

6 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成、持参等に要する費用は応募者の負担とし提出書類等は返却しない。
- (3) 選定委員会は非公開で行い、提出された提案書、審査内容、審査経過に関する問い合わせには応じられない。
- (4) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合評価し決定する。このため、調査業務を実施するにあたっては県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (5) 1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1企業体）あたり、提案は1件とする。
- (6) 共同企業体で応募する場合には、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出すること。（なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等とする。）
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書による。
- (8) 契約締結する場合は、沖縄県財務規則 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれらに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ① 過去 2 年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に実行した者について、その者が本役務を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ② 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

7 本事業に係る応募関係書類等の提出先及び問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 担当：徳嶺

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁舎 8 階）

TEL：098-866-2708 FAX：098-866-2729 E-Mail：tokumner@pref.okinawa.lg.jp